下野市定住促進住宅新築等補助金に関するＱ＆Ａ

令和３年８月１日現在

Ｎｏ	質　　問	判定	回　　答
1	基準日とは、いつのことを指しますか？	－	東京圏から下野市(他市町)へ転入した日を東京圏からの転出日（基準日）として扱います。
2	補助金交付の判断基準は？	－	基準日（東京圏からの転出日）と新築住宅の取得日をもって判断します。 新築住宅の取得日が、基準日前１年以内又は転出日後３年以内となる場合が対象となります。
3	中古物件は対象になりますか？	×	新築のみを対象としておりますので、対象になりません。
4	住宅の増改築は対象になりますか？	×	対象になりません。
5	補助金の交付を受けるための申請者とは、誰のことを指しますか？	－	本補助金は、東京圏から本市に定住を希望し、新たに住宅を新築又は購入した方に対して交付する補助金となりますので、東京圏から転入された新築住宅の所有者となります。
6	東京圏から転入し、現在、市内のアパートに住んでいます。市内に家を新築した場合、対象になりますか？	△	新築した住宅が「No.２補助金交付の判断基準」を満たす場合には、対象となります。
7	東京圏から他市町へ転入し、その後下野市に転入した場合は対象になりますか？	△	東京圏から一時的に他市町に転入し、その後に下野市に転入して新築をした場合であっても「No.２補助金交付の判断基準」を満たせば対象となります。
8	前居住地から東京圏に転出し、半年間生活をした後に下野市へ居住の拠点を移すために住宅を新築した場合、補助の対象となりますか？	×	下野市への転入前、概ね１年以上、市外で生活していることを補助の対象としておりますので、１年未満の場合には、対象になりません。
9	共有名義の住宅は、対象となりますか？ 対象となる場合には、誰が申請者となれば良いのですか？	△	共有名義のうち、申請者の持ち分が２分の１以上ある場合に限り対象となります。 その場合には、代表者を選定して申請して下さい。
１０	既に下野市在住の親と共有名義で新築した住宅は、対象になりますか？	△	東京圏から転入する方の持ち分が２分の１以上ある場合に限り、補助の対象となります。 下野市在住の方（親）の持ち分が多い場合には、本制度の趣旨から外れてしまうため対象になりません。
１１	両親との同一敷地内に住宅を新築しようと思いますが、対象になりますか？	△	両親との同一敷地内に新築される住宅が、東京圏から転入する方の持ち物であり、世帯員全員の住民登録がなされれば対象となります。
１２	下野市在住の親が居住する家が古くなったので、東京圏からの転入に合わせて新築する場合、補助の対象となりますか？	×	自己、３親等以内の親族又は同居予定の方が居住している住宅を撤去し、撤去前の住宅と同一敷地内（同一敷地内であると認められる場合も含む。）に新たに建築する住宅（建替住宅）は対象になりません。
１３	新築マンションを購入した場合は対象になりますか？	○	対象となります。賃貸の場合は対象になりません。
１４	現在妊娠中ですが、子ども加算は受けられますか？	△	補助金交付申請時点において、出産された場合には加算の対象となりますが、申請日時点で妊娠中の場合には対象となりません。
１５	申請手続きは、代理人でもできますか？	○	委任状（様式任意）を添付いただければ可能となります。
１６	補助金の交付申請の時期は？	－	補助対象住宅に入居した日から起算して、１年以内に申請書類を提出して下さい。
１７	補助金は、先着順ですか？	-	補助金は、予算の範囲内で交付することになりますが、予算が不足した場合には補正予算で追加することも予定しておりますが、市議会での議決が必要となることから、詳しくは、都市計画課までお問い合わせください。

Ｎｏ	質　　問	判定	回　　答
１８	補助金の交付申請時に添付する自治会に加入することを証明する書類は、何を提出すればよいのですか？	－	自治会加入時に発行された領収書等を提出ください。
１９	補助金の振込先口座を申請者名義以外の口座にすることはできますか？	×	申請者名義以外の口座への振込はできません。
２０	補助金の交付を受けた後、都合により５年以内に市外へ転出することになりました。 このような場合には、どのようになりますか？	－	本補助制度は、定住人口の増加を目的としており、新築後５年以上、住所地に居住していただくことを誓約していただきます。 この場合には、補助要件を満たさなくなってしまうことから、補助金を返還していただくことになります。 ただし、単身赴任や就学等により世帯構成員の一部の方のみが転出する場合は、返還の必要はありません。
２１	補助金の交付を受けた場合、税金はかかりますか？	－	所得税上「一時所得」として取り扱われます。 一時所得が５０万円を超える場合には、超える部分の２分の１が課税対象となります。 詳しくは、税務署又は市税務課にご確認ください。